

令和7月1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (25443)
地域名 (地域内農業集落名)	富之尾 ( 富之尾 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

現状:平成5年圃場完成。以後30年が経過し老朽化した施設の維持管理に苦慮。「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」および「中山間地域等直接支払交付金事業」を活用し施設の維持管理活動を行っている。農地の耕作維持管理は1法人、1認定、他23名の個人が従事している。

課題:先述の施設老朽化問題の他、中山間農地にて生産性が極めて低いこと、(単位面積少、農機対応不可の湿田多い、獣害被害大)、農業経営不採算等による若年層の農業離れ顕著、農業従事者の高齢化、低所得、後継者不足、等々。農地を守る体制作りの再検討が急務であるも課題山積し、困難な状況にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲・小麦・そばを主要作物とし、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進めていく。富之尾独自の付加価値を付けたブランド米の取組を進める。米の新たな品種を導入し、地域の特産をめざす。中心経営体に農地の集約化を進めつつ、地域外からの希望者も含め地域全体で利用する仕組みの整備をすすめる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

富之尾における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落での話し合いを継続して目標地図の見直しを行い農地の集積・集約を進める。現在の耕作者ができなくなった時に隣接する小規模農家、中心経営体で継続できるよう検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業生産基盤整備(農業用排水路施設整備・農道整備)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を考える団体を一本化(区・土地改良区・農業組合、担い手)により情報共有を図り、経営体の確保・育成を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業により地域農業の保全活動を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨特に中山間の山手で生産性が低い所の支援対策の検討